



国民年金保険料免除・納付猶予制度 国民年金保険料の免除制度があります

町民税務課 国保年金係 ☎77・3912

保険料を納めることが難しい場合は、未納のままにせず、「国民年金保険料免除・納付猶予制度」の手続きを行ってください。

国民年金保険料免除制度

収入の減少や失業などにより保険料を納めることが経済的に難しいとき、保険料の全額または一部が免除されます。

国民年金保険料納付猶予制度

50歳未満の方(学生以外)で、働いていないなどの理由で生活に余裕がない場合、保険料が猶予されます。
※平成28年7月より30歳未満から50歳未満に拡大されました。

未納のままにしておく：

- ・障害や死亡といった不測の事態が生じたとき、障害基礎年金・遺族基礎年金が受けられない場合があります。
- ・老齢基礎年金を将来的に受け取れない場合があります。

問合せ

- 手続きについて
役場町民税務課国保年金係
☎77・3912
- 必要書類などの詳細について
ねんきんダイヤル
☎0570-0511165



後期高齢者医療制度 保険料率の改定について

町民税務課 国保年金係 ☎77・3912

後期高齢者医療制度の保険料率は、高齢者の医療の確保に関する法律により、2年に1度、見直すこととされています。平成30・31年度の保険料率についてお知らせします。

平成30・31年度の保険料率を下記のとおり改正しました。

千葉県後期高齢者医療広域連合では、引き続き被保険者の皆さまが安心して医療やサービスを受けることができるように、制度の安定的運営に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

保険料率の改定要因

- ・被保険者数の増加や若年者層が減少したことにより、後期高齢者負担率(医療給付費のうち、皆さまの保険料で賄う分)が増加したため
- ・1人当たりの医療給付費の増加が見込まれるため
- ・診療報酬の改定のため

詳しいお問い合わせは

千葉県後期高齢者医療広域連合 総務課
☎043-216-5011

改正後

(平成30・31年度の保険料率)

所得割率	7.89%
均等割額	41,000円
賦課限度額	62万円

改正前

(平成28・29年度の保険料率)

所得割率	7.93%
均等割額	40,400円
賦課限度額	57万円



第68回 社会を明るくする運動

町民税務課 福祉係 ☎77-3914

毎年7月は「社会を明るくする運動」強調月間です。「社会を明るくする運動」は全ての国民が犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの改善更生について理解を深め、それぞれの立場においてチカラを合わせ、犯罪や非行のない安全・安心な地域社会を築こうとする全国的な運動です。皆さんのチカラで社会を明るくしましょう!

「航空機騒音対策基本方針」 変更案を縦覧します

県では、特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法の規定に基づき、「航空機騒音対策基本方針」の変更案を下記のとおり縦覧します。

■期間 7月6日(金)～20日(金)
(土・日曜日、祝日を除く)

※ただし、7月8日(日)、14日(土)は、芝山町役場総務課空港地域振興係にて閲覧できます。

■時間 午前8時30分～午後5時15分まで

■場所 芝山町役場総務課空港地域振興係、県空港地域振興課（県庁本庁舎10階）

■意見書の提出

この案に意見のある方は、7月6日(金)～8月2日(木)までの間に意見書を提出することができます（提出方法などは縦覧場所に掲示してあります）。

■問合せ

芝山町役場総務課空港地域振興係
☎77-3906
県空港地域振興課
☎043-223-2280

■更新にあたっての注意
平成30年1月2日以降に芝山町へ転入された保護者の方や芝山町外に住民登録がある保護者の方は、「平成30年度市町村民税所得課税証明書」または「非課税証明書」の提出が必要です。

・平成29年中の収入所得に関する確定申告（または住民税申告）が済んでいない方は、課税状況が確認できませんので、

至急申告の手続きをお済ませください。

【注意】
所得の申告をしていない方や必要な証明書の提出がない方などは、新しい受給券が発行されません。

・登録内容（保護者、住所、氏名、健康保険証など）に変更が生じた場合は届け出が必要です。福祉保健課子育て支援係にて手続きをお願いします。



子ども医療費助成受給券の更新 新しい受給券を郵送します

☎福祉保健課子育て支援係 ☎77・3914

現在お使いの子ども医療費助成受給券の有効期限は、平成30年7月31日です。平成30年8月1日以降の新しい受給券は、7月末に郵送します。

■芝山町第7期介護保険料

保険料段階区分	被保険者および世帯構成員の状況	保険料（月額）
第1段階	●本人が生活保護の受給者の方 ●世帯全員が市町村民税非課税で、老齢福祉年金の受給者または前年の合計所得金額と課税年金収入額が80万円以下の方	2,430円
第2段階	●世帯全員が市町村民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円超120万円以下の方	4,050円
第3段階	●世帯全員が市町村民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が120万円超の方	4,050円
第4段階	●同世帯に市町村民税課税者がいて、本人が市町村民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円以下の方	4,860円
第5段階	●同世帯に市町村民税課税者がいて、本人が市町村民税非課税で第4段階以外の方	5,400円
第6段階	●本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の方	6,480円
第7段階	●本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上200万円未満の方	7,020円
第8段階	●本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の方	8,100円
第9段階	●本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が300万円以上の方	9,180円

新たに策定された「第7期介護保険事業計画」により、平成30～32年度の保険料の基準額は6万4,800円（月額5,400円）となります。

※詳細については表のとおり

町では、3年ごとに介護サービスの利用者数を推計し、サービス量と費用を見込む「介護保険事業計画」を策定しており、平成30年度から「第7期介護保険事業計画」がスタートしました。



介護保険料についてのお知らせ 介護保険料が変わります

☎福祉保健課介護保険係 ☎77・3925